

時間外投げ込み

青 統 号 外
令和 7 年 9 月 1 6 日

報道機関 各位

青森県総合政策部統計分析課長
(公 印 省 略)

令和 7 年国勢調査をかたる不審メールについて

来る10月1日を基準日として、本県をはじめ全国一斉に国勢調査が実施されます。
本日、総務省統計局から、国勢調査をかたる不審メールが全国各地において確認されている旨連絡がありました。
つきましては、国勢調査をかたる不審メールや「かたり調査」について、県民の皆様に対し、注意喚起してくださるようご協力をお願いいたします。

記

1 不審メールの内容（※詳細別紙①）

国勢調査をかたり、回答者に記念品を贈呈する旨を記載したメールを送信し、偽のサイトに誘導しようとするもの。

2 不審メールに関する注意喚起の内容

- ・国勢調査では、メールにより回答依頼をすることはありません。
- ・このようなメールに記載されているURLには絶対にアクセスしないでください。
- ・不審に思った際には、速やかにお住まいの市町村統計担当課又は県統計分析課（電話017-734-9955）までご連絡ください。

3 その他、「かたり調査」に関する注意事項（※詳細別紙②）

- ・その他、国勢調査をよそおった詐欺や不審な調査が行われる可能性があります。国勢調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。また、国勢調査員が、銀行口座や年収などの資産状況を聞くことは絶対にありませんので、これらについても併せて注意喚起いただければ幸いです。

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課・担当者	総合政策部統計分析課人口労働統計グループ 副参事 工藤 隆
電話番号	017-734-9955（直通）、県庁内線2199
報道監	総合政策部 次長 田澤 謙吾

○不審メールの内容

【国勢調査 2025】 ご協力をお願い（回答者に記念品をご用意）

平素より、統計行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、2025年10月に実施される「国勢調査」に向けて、全国すべての方を対象とした調査へのご協力をお願いしております。

本調査は、国内に居住するすべての方を対象とした重要な統計調査であり、人口・世帯に関する基礎的な情報を把握するために実施されます。

調査結果は、医療・福祉・防災・教育など、さまざまな行政施策の基礎資料として幅広く活用されます。

【提出期限】 2025年9月16日

【ご協力特典】 上記期限内にご回答いただいた方には、記念品（オリジナルグッズ）を進呈いたします。

※記念品の内容は地域により異なります。詳細は各自治体より別途ご案内いたします。

国勢調査は統計法に基づき、すべての住民に回答の義務がございます。未回答の場合、法令により督促や罰則の対象となることがありますので、必ずご協力をお願いいたします。

▼国勢調査オンライン回答はこちら <https://ojet-marking.com/kokusei>

今後とも、国の統計行政へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

総務省 統計局 国勢調査担当 ※このメールは送信専用です。ご返信いただけません。

国勢調査をよそおった詐欺や不審な調査にご注意ください

9月下旬頃から調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布します。

○国勢調査では、

- **金銭を要求すること**
 - **銀行口座の暗証番号、クレジットカード番号を聞くこと**
 - **年収、預金額などの資産状況等を聞くこと**
- は、絶対にありません！**

○国勢調査員は、その身分を証明する『国勢調査員証』等を携帯しています。



調査員が持ち歩く手さげ袋（見本）



調査員が身につけている『国勢調査員証』（見本）

※一部の地域では、調査員業務を「建物を管理する事業者等」に委託しており、『国勢調査業務委託証明書』を携帯しています。

○インターネットで回答する際は偽サイト等にご注意ください！

- 調査をよそおった不審なメールやウェブサイトには、返信・アクセスしないでください。
- 回答は、調査書類に記載のQRコード又はこちら (<https://www.e-kokusei.go.jp/>) からアクセスをお願いします。
- 調査の詳細は国勢調査2025キャンペーンサイトをご確認ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です

○不審に思った際は、回答しないで速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。

○具体的な被害の相談については、以下に相談を！

- 最寄りの警察署又は警察相談専用電話(☎#9110)
- サイバー事案に関する相談窓口 (<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>)

○消費者庁、国民生活センターからの注意喚起もご参照ください。

- 消費者庁からの注意喚起 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_017/)
- 国民生活センターからの注意喚起 (https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250902_1.html)

